

奈良工業高等専門学校の学校医，学校歯科医及び  
学校薬剤師の委嘱に関する規程

平成19年3月8日制定

(目的)

第1条 この規程は，学校保健法（昭和33年4月10日法律第56号）第16条の規定に基づき，奈良工業高等専門学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の委嘱について必要な事項を定める。

(学校医等の委嘱)

第2条 学校医等は，次の各号により校長が委嘱する。

- 一 学校医（内科） 1人
- 二 学校医（精神科） 1人
- 三 学校医（眼科） 1人
- 四 学校歯科医 1人
- 五 学校薬剤師 1人

(学校医等の職務)

第3条 学校医等の職務は，学校保健法施行規則（昭和33年6月13日文部省令第18号）第23条から第25条に定める職務及び校長が必要に応じて付加する労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）第13条に定める産業医の職務とする。

(学校医等の任期)

第4条 学校医等の任期は，1年とし，再任を妨げない。

2 学校医等に欠員が生じた場合の補欠の学校医等の任期は，前任者の残任期間とする。

(報酬の額)

第5条 報酬は，職に就いた日から職を離れた日までについて支給する。

2 報酬の額は年額とし，別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬の支給方法は，次の各号に定めるところによる。

- 一 報酬は，年額を4月から9月及び10月から3月の2期に分け，年額の半額を期間経過後に支給する。
- 二 年の途中で学校医等の交代が生じたときは，当該委嘱期間に応じて，月額報酬の額を12で除して得た額，日額はその月の日数で除して得た額によって計算する。

(職務執行に関する旅費)

第7条 学校医等が職務執行に関して旅行する必要がある場合の旅費は，奈良工業高等専門学校旅費支給規程（平成16年4月1日制定）の定めるところにより支給する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

学校医等の区分	報酬の額（年額）
学校医（内科）	360,000円
学校医（精神科）	150,000円
学校医（眼科）	150,000円
学校歯科医	150,000円
学校薬剤師	27,600円